大証用

先物･オプション取引口座設定約諾書

大和証券株式会社　御中

私は，株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）が開設する取引所金融商品市場において取引される先物取引（金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第２条第21項第２号に掲げる取引のうち通貨に係るものを除く取引をいう。以下同じ。）及びオプション取引（法第２条第21項第３号に掲げる取引のうち通貨に係るものを除く取引をいう。以下同じ。）（以下「先物･オプション取引」という。）の特徴，制度の仕組み等取引に関し，貴社から受けた説明の内容を十分把握し，私の判断と責任において先物･オプション取引の委託を行います。つきましては，貴社に先物･オプション取引口座を設定するに際し，法その他の法令，大阪証券取引所の定款，業務規程，受託契約準則，取引参加者規程，清算･決済規程，業務方法書，先物･オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則（以下「証拠金規則」という。），その他の規則及び決定事項並びに慣行中，先物･オプション取引の条件に関連する条項に従うとともに，次の各条に掲げる事項を承諾し，これを証するため，この約諾書を差し入れます。なお，本約諾書における用語の意義は，大阪証券取引所の定款，業務規程，受託契約準則及び先物･オプション取引に関するこれら諸規則に係る特例，取引参加者規程，清算･決済規程，業務方法書並びに証拠金規則において定めるところに従います。

（先物･オプション取引口座による処理）
第１条 私が今後貴社に対して行う先物･オプション取引のうち私が指定する取引の委託において，次に掲げる事項をすべての先物･オプション取引口座で処理すること。
(1) 先物取引に係る証拠金（取引証拠金及び委託証拠金を含む。以下この条において同じ。），計算上の損益金，決済に伴う損益金，その他授受する金銭
(2) オプション取引に係る売付け又は買付けに係る取引代金，証拠金，オプション（オプション取引に係る権利をいう。以下同じ。）の行使（以下「権利行使」という。）に伴い授受する有価証券及び金銭（信用取引による売付け又は買付けが成立した場合を除く。），その他授受する金銭
（証拠金の目的）
第２条 証拠金は，私が貴社に対して負担する先物･オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものである。
２ 証拠金のうち取引証拠金は，貴社が大阪証券取引所に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の先物･オプション取引に係る債務の履行を確保すること及び私が貴社に対して負担する先物･オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものである。
３ 前項の規定にかかわらず，貴社が非清算参加者である場合には，証拠金のうち取引証拠金は，貴社の指定清算参加者が大阪証券取引所に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく貴社の指定清算参加者に対して支払い若しくは引き渡すべき私の委託に基づく私の先物･オプション取引に係る債務の履行及び私が貴社に対して負担する先物･オプション取引に係る債務の履行を確保することを目的とするものである。
（取引証拠金及び委託証拠金）
第３条 私がこの先物･オプション取引口座を通じて貴社に差し入れた証拠金（私の現金支払予定額に相当する額の金銭を除く。以下同じ。）は，貴社が保管するのではなく，私の代理人である貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社及び貴社の指定清算参加者）が，私の委託に基づく未決済約定に係る取引証拠金としてそのまま大阪証券取引所に直接預託し，大阪証券取引所で保管されること。ただし，私が貴社に証拠金を差し入れた日から起算して４日目（大阪証券取引所が定める休業日を除く。）の日までの間は，貴社が取引証拠金としてこれを保管し，貴社自身が所有するこれに相当する金銭又は代用有価証券が差換預託されることが得ることについて異議のないこと。
２ 前項の規定にかかわらず，私が別に書面による同意をした場合は，私が差し入れた預託した証拠金の全部又は一部について，次の各号のいずれかに定める方法により，これに相当する金銭又は代用有価証券が差換預託されることがあり得ることについて異議のないこと。
(1) 私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し，これに相当する貴社自身が所有する金銭又は代用有価証券が取引証拠金として大阪証券取引所に差換預託される方法
(2) 貴社が非清算参加者である場合において，私が預託した証拠金を貴社が委託証拠金として保管し，これに相当する貴社自身が所有する金銭又は代用有価証券が非清算参加者証拠金として貴社の指定清算参加者に預託され，当該非清算参加者証拠金に相当する貴社の指定清算参加者自身が所有する金銭又は代用有価証券が取引証拠金として大阪証券取引所に差換預託される方法
（代理人）
第４条 私は，貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人として大阪証券取引所に対する取引証拠金の預託及びその返戻を行うこと。
２ 前項に定める代理は，以下を条件とすること。
(1) 私は，前項に定める代理人の解任をしないこと。
(2) 貴社に対し第12条第１項第１号又は第３号の事由により同条第１項に定める支払不能による売買停止等が行われた場合は，前項に定める貴社の代理権は消滅すること。
(3) 貴社が非清算参加者である場合において，貴社に対し，第12条第１項第２号又は第４号の事由により同条第１項に定める支払不能による売買停止等が行われたときは，前項に定める貴社の指定清算参加者の代理権は消滅すること。
３ 私の取引証拠金の預託及びその返戻については，貴社（貴社が非清算参加者の場合には，貴社及び貴社の指定清算参加者）以外の者を代理人としないこと。
（取引証拠金及び委託証拠金の返還請求権）
第５条 次の各号に掲げる取引証拠金及び委託証拠金に対する返還請求権は，私が貴社に対して負担する先物･オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額（以下「未履行債務額」という。）を控除した額に相当する部分について，私が有すること。
(1) 私が差し入れた取引証拠金
ａ 貴社の直接預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（直接預託分）をいう。以下同じ。）のうち，私が貴社（貴社が非清算参加者の場合には，貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人として大阪証券取引所に預託したのと同額の金銭又は私が貴社（貴社が非清算参加者の場合には，貴社及び貴社の指定清算参加者）を代理人として大阪証券取引所に預託した代用有価証券
(2) 私が委託証拠金を預託し，取引証拠金が差換預託された場合（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われる場合を含む。）
私が預託した委託証拠金（同条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この号において同じ。）及び次のａ又はｂに掲げるもの
ａ 貴社の差換預託分の取引証拠金（清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）又は非清算参加者委託分の取引証拠金（差換預託分）をいう。以下同じ。）として金銭が預託されている場合は，私が預託した委託証拠金に相当する額の金銭
ｂ 貴社の差換預託分の取引証拠金として代用有価証券が預託されている場合は，当該代用有価証券のうち，私が預託した委託証拠金に相当する額の有価証券
２ 前項の規定により，私が有する取引証拠金に対する返還請求権は，大阪証券取引所に対して私が直接行使することができず，私の代理人である貴社（貴社が非清算参加者の場合には，貴社及び貴社の指定清算参加者）を通じてのみ行使できること。
３ 貴社が清算参加者である場合においては，第１項に規定する私の未履行債務額（貴社が大阪証券取引所に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく先物･オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除する。）に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は，貴社が有すること。
４ 貴社が非清算参加者である場合においては，第１項に規定する私の未履行債務額に相当する部分の取引証拠金に対する返還請求権は，貴社が貴社の指定清算参加者に対して支払い又は引き渡すべき私の委託に基づく先物･オプション取引に係る債務のうち未履行部分に相当する額を控除した部分について貴社が有し，当該未履行部分について貴社の指定清算参加者が有すること。
（差換預託分の取引証拠金に関する返還請求権）
第６条 私が委託証拠金を預託し，取引証拠金が差換預託された場合（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。）は，次の各号に掲げる場合に，それぞれ当該各号に定める権利を有すること。
(1) 私が取引証拠金の全部又は一部の返還請求権を行使した場合には，私が預託した委託証拠金（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。次号において同じ。）が返還されること。
(2) 第３条第２項に規定する差換預託が行われた場合（同条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合を含む。）において，私が委託証拠金の全部又は一部の返還を受けたときは，当該返還を受けた委託証拠金に相当する額の限度で，私の有する取引証拠金の返還請求権が貴社に移転すること。
（証拠金の代用有価証券の範囲及び掛目）
第７条 証拠金の差入れ又は預託を有価証券をもって代用する場合については，貴社は，大阪証券取引所の規則又は規則に基づく措置により証拠金の範囲のうち貴社が応じられる範囲において有価証券を受け入れることに異議のないこと。
２ 前項の有価証券の代用価格の計算において，時価（大阪証券取引所の規則に基づき決定される時価）に乗ずべき率については，大阪証券取引所の規則又は規則に基づく措置により定める率を超えない率として貴社が設定する率とすることに異議のないこと。
（取引の取消し）
第８条の２ 過誤のある注文により先物･オプション取引が成立した場合において，大阪証券取引所が先物･オプション取引の取消しを行ったときは，その措置に従うこと。
２ 天災地変その他のやむを得ない理由により大阪証券取引所のシステム上の取引記録が消失した場合において，大阪証券取引所が先物･オプション取引の取消しを行ったときは，その措置に従うこと。
３ 私が貴社に委託した先物･オプション取引の取消しが行われた場合には，当該取引消された取引に係る私の責任に対する権利及び義務は初めから発生しなかったものとされることに異議のないこと。
４ 私は，大阪証券取引所が先物･オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても，過誤のある注文を発注した取引参加者に対して，当該発注に際して故意又は重過失が認められる場合を除き，その損害の賠償を請求しないこと。
５ 私は，大阪証券取引所が先物･オプション取引を取り消したことにより損害を被った場合においても，大阪証券取引所に対して，故意又は重過失が認められる場合を除き，その損害の賠償を請求しないこと。
（権利行使の創当ての処理等）
第９条 オプション取引について，大阪証券取引所が定める方法により，貴社の顧客の委託に基づく（建玉に対し権利行使の創当てが行われた場合において，貴社が貴社の定める方法により当該オプション取引について行うことに異議のないこと。
２ オプション取引について，私が権利行使日において次の各号に定める場合に該当する銘柄について権利行使を行わない旨を所定の時限までに貴社に指示しなかったときは，当該銘柄について権利行使の指示を行ったものとみなされることに異議のないこと。
(1) プット･オプション（権利行使により当該権利行使をした者が売主としての地位を取得するものをいう。）については，権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段を上回っている場合
(2) コール･オプション（権利行使により当該権利行使をした者が買主としての地位を取得するものをいう。）については，権利行使価格が権利行使日のオプション清算値段又はオプション清算数値を下回っている場合
（決済条件の変更）
第９条 大阪証券取引所が，天災地変，経済事情の激変，品不足その他やむを得ない理由に基づいて，先物･オプション取引に係る決済物件，権利行使期間，権利行使日又は最終決済期日の変更等の決済条件の変更を行ったときは，その措置に従うこと。
（最終清算値等の変更等）
第10条 大阪証券取引所が，先物取引における最終決済期日前に特別清算数値に誤りがあると認められた場合において，最終清算数値の変更を行ったときは，その措置に従うこと。
２ 大阪証券取引所が，オプション取引における権利行使に係る決済の日の前日までにオプション清算値段又は特別清算数値に誤りがあると認められた場合において，オプション清算値段又はオプション清算数値の変更を行ったときは，その措置に従うこと。
３ 私が，先物･オプション取引について，当該先物･オプション取引の対象となる指数（以下「取引対象指数」という。）の算出若しくは配信の不能，遅延若しくは誤り又は最終清算数値，オプション清算値段若しくはオプション清算数値の変更により損害を被った場合においても，貴社，大阪証券取引所，取引対象指数の算出者（当該算出者から取引対象指数の算出に関して業務の委託を受けた者を含む。）及び大阪証券取引所が最終清算数値，オプション清算値段又はオプション清算数値の算定等のために指定する他の取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし，貴社又は大阪証券取引所に故意又は重大なる過失がある場合にあっては，当該故意又は重大なる過失がある者に対する請求はこの限りではない。
４ 私が，貴社との間で行う有価証券オプション取引に関し，当該有価証券オプションが大阪証券取引所において上場廃止となった場合又は取引の停止となった場合の処理については，大阪証券取引所の定める方法により処理されても異議のないこと。
（期限の利益の喪失）
第11条 私について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には，貴社から通知，催告等がなくても貴社に対する先物･オプション取引に係る債務について当然期限の利益を失い，直ちに債務を弁済すること。
(1) 支払いの停止又は破産手続開始，再生手続開始，会社更生手続開始，若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
(2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
(3) 私の貴社に対する先物･オプション取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押，保全差押又は差押の命令，通知が発送されたとき。
(4) 私の貴社に対する先物･オプション取引に係る債務について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき。
(5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき。
(6) 住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰すべき事由によって，貴社に私の所在が不明となったとき。
２ 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には，貴社の請求によって貴社に対する先物･オプション取引に係る債務は期限の利益を失い，直ちに債務を弁済すること。
(1) 私の貴社に対する先物･オプション取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
(2) 私の貴社に対する債務（先物･オプション取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき。
(3) 私が貴社との約定に違反したその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき。
(4) 前３号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
（期限の利益を喪失した場合等における先物･オプション取引の転売又は買戻し等）
第12条 私が前条第１項各号のいずれかに該当したときは，私が貴社に設定した先物･オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物･オプション取引につき，それを決済するために必要な転売若しくは買戻し，最終決済，権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売買による契約（これらの契約を含む。以下「転売又は買戻し等」という。）を，私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。
２ 私が前条第２項第１号に掲げる債務のうち，先物･オプション取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは，大阪証券取引所の規則により，当該遅滞に係る先物･オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を，私の計算において貴社が任意に行うことに異議のないこと。
３ 私が貴社との約定に違反したときは，貴社の請求により，貴社が指定する日時までに，私が貴社に設定した先物･オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物･オプション取引を決済するために必要な転売又は買戻し等を，貴社に委託して行うこと（前項の規定により貴社が転売又は買戻し等を行う場合を除く。）。
４ 前項の日時までに，私が転売又は買戻し等の委託を行わないときは，貴社が任意に，私の計算において前３項に定めるために必要な転売又は買戻し等を行うことに異議のないこと。
５ 前各項の転売又は買戻し等を行った結果，損失が生じた場合には，貴社に対して，その額に相当する金銭を直ちに支払うこと。
（貴社に増担保等措置が実施された場合の措置）
第12条の２ 貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社の指定清算参加者）について，大阪証券取引所が貴社の委託に基づく先物･オプション取引に関して増担保等措置（業務方法書第28条第３項第１号に規定する措置のうち取引証拠金に係るものをいう。以下同じ。）を実施した場合において，貴社が当該措置に従うために必要な範囲内で私に対して次の各号に掲げる措置を行うことに異議のないこと。
(1) 証拠金の差入れ又は預託を有価証券をもって行使する場合において，貴社が貴社の指定清算参加者から受け入れる銘柄の制限
(2) 証拠金の差入れ又は預託を有価証券をもって行使する場合の代用価格の計算における時価に乗ずべき率の引下げ
(3) 証拠金の額の引上げ
（貴社にポジション保有状況の改善指示が行われた場合における建玉の移管）
第12条の３ 私が正当な理由なく（前条の増担保等措置に関連することによって，大阪証券取引所が貴社に対して業務方法書第28条第４項に基づきポジション保有状況の改善指示（以下「改善指示」という。）を行った場合であって，私の先物･オプション取引の委託が当該改善指示の事由と密接な関係を有している場合には，貴社が，私の委託に基づく未決済約定について，転売又は買戻し等又は貴社以外の取引参加者への引継ぎを要請することが出来ることに異議のないこと。
２ 前項の要請があった場合において，私が貴社以外の取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を希望するときは，私が当該取引参加者に対して，建玉の移管について申し込み，その承諾を受けなければならないことに異議のないこと。
３ 私が前項の貴社以外の取引参加者の承諾を受けた場合において，私がその旨を貴社に通知したときは，貴社は，大阪証券取引所の定めるところにより，建玉の移管について，大阪証券取引所の承認を求めること。
４ 前項の大阪証券取引所の承認又は否認があった場合には，貴社は，その旨を私に連絡すること。
（貴社に改善指示が行われた場合における先物･オプション取引の転売又は買戻し等）
第12条の４ 貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社の指定清算参加者）が，改善指示を受けた場合であって，私の先物･オプション取引の委託が当該改善指示の事由と密接な関係を有している場合には，前条のほか，貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社の指定清算参加者を含む。）が，他の方法により当該改善指示に適合するべく（合理的な努力を行ってもなお当該改善指示に適合できないときは，私が貴社に設定した先物･オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物･オプション取引につき，私の計算において，それを決済するために必要な転売又は買戻し等を合理的に必要と認められる範囲内で行うことに異議のないこと。
２ 貴社が，私に対して，あらかじめ，前項の転売又は買戻し等を自ら行うことを合理的な猶予期間を定めて要請したにもかかわらず，私がこれらを正当な理由なく行わなかったときに限り，貴社は，同項の規定に基づき，同項の転売又は買戻し等を行うことができること。
３ 第１項の転売又は買戻し等を行った結果，私は及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には，貴社，貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）に対してその損害の賠償を請求しないこと。ただし，貴社，貴社の指定清算参加者又は大阪証券取引所に故意又は重大なる過失がある場合にあっては，当該故意又は重大なる過失がある者に対する請求はこの限りではない。
（取引証拠金等の処分）
第13条 私が先物･オプション取引に関し，貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは，通知，催告を行わず，かつ，法律上の手続によらないで，次の各号に掲げるものを，私の計算において，その方法，時期，場所，価格等は貴社の任意で処分し，その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく，また当該弁済充当を行った結果，残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。
(1) 私が差し入れた代用有価証券が取引証拠金として直接預託された場合には，大阪証券取引所に預託されている代用有価証券
(2) 私が委託証拠金として預託した代用有価証券
(3) その他金融商品取引に関し，貴社が占有し，又は社債，株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産
（差引計算）
第14条 期限の到来，期限の利益の喪失その他の事由によって，貴社に対する債務を履行しなければならない場合には，その債務と私の貴社に対する先物･オプション取引に係る債権その他一切の債権とを，その債権の期限のいかんにかかわらず，いつでも貴社は相殺することができること。
２ 前項の相殺ができる場合には，貴社は事前の通知及び所定の手続を省略し，私に代わり諸預け金の払戻しを受け，債務の弁済に充当することもできること。
３ 前２項によって差引計算をする場合，債権債務の利息，損害金等の計算については，その期間を計算実行の日までとし，債権債務の利率については貴社の定める利率によるものとし，先物･オプション取引に係る貴社に対する債務の遅延損害金の率については，大阪証券取引所の定める率によるものとし，貴社に対するその他の債務の遅延損害金の率については，貴社の定める率によるものとする。
（弁済等充当の順序）
第15条 債務の弁済又は前条の差引計算を行う場合，私の債務の全額を消滅させるのに足りないときは，貴社が適当と認める順序方法により充当することができること。
（遅延損害金の支払い）
第16条 私が先物･オプション取引に関し，貴社に対する債務の履行を怠ったときは，貴社の請求により，貴社に対し履行期日の翌日より履行の日まで，大阪証券取引所の定める率による遅延損害金を支払うこと異議のないこと。
（支払不能による売買停止等の場合の措置）
第17条 次の各号のいずれかの事由により，大阪証券取引所が取引参加者規程の定めに基づき貴社の有価証券の売買等（有価証券等清算取次ぎによるものを除く。）又は有価証券等清算取次ぎの委託の停止（以下「支払不能による売買停止等」という。）が行われ，大阪証券取引所が貴社の顧客の委託に基づく（未決済約定（取引最終日までに転売又は買戻しを行わなかった未決済約定を除く。）について引継ぎ又は転売若しくは買戻しによる権利行使（これらの委託を含む。）を行う場合を除く。）ために，大阪証券取引所が貴社に対して負担する取引参加者に当該未決済約定の引継ぎ（以下「売買停止等時の建玉の移管」という。）を行うことするときは，大阪証券取引所の定めるところにより，私が当該取引参加者のうち一の者に当該売買停止等時の建玉の移管について申し込み，大阪証券取引所が定める日時までにその承諾を受けなければならないことに異議のないこと。
(1) 貴社が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
(2) 貴社が非清算参加者である場合において，貴社の指定清算参加者が支払不能となり又はそのおそれがあると認められたことその他特に必要があると認められたこと。
(3) 貴社が改善指示に違反したこと。
(4) 貴社の指定清算参加者が改善指示に違反したこと。
２ 前項の売買停止等時の建玉の移管を行う場合には，私が移管先の取引参加者（以下「売買停止等時の移管先取引参加者」という。）に先物･オプション取引口座を設定しなければならないこと。
３ 第１項の場合において，私が私の委託に基づく未決済約定の転売若しくは買戻し又は権利行使を希望するときは，大阪証券取引所の定めるところにより，大阪証券取引所が定める日時までに，貴社に対しその旨を指示しなければならないことに異議のないこと。
４ 第１項の場合において，大阪証券取引所が定める日時までに，私が第１項の承諾を受けておらず，かつ，前項の指示を行わないか又は当該指示に基づく未決済約定について，大阪証券取引所の定めるところにより，私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
５ 前各項の規定にかかわらず，私が，次の各号（第１項第１号の事由に該当していない場合は，第２号を除く。）のいずれかに該当した場合は，私の委託に基づく（未決済約定は，大阪証券取引所が定めるところにより，私の計算において任意に転売若しくは買戻し又は権利行使が行われることに異議のないこと。
(1) 私が支払不能になる売買停止等の前に，第11条に定めるところにより期限の利益を失ったとき。
(2) 私が貴社の子会社・親会社であり，かつ，大阪証券取引所により売買停止等時の建玉の移管を行うことが適当でないと認められたとき。
（差換預託の場合の証拠金の取扱い）
第18条 貴社について支払不能による売買停止等が行われた場合において，私が委託証拠金を預託し，取引証拠金が差換預託されていたときは（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。），次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
(1) 代用有価証券が大阪証券取引所に預託されていたときは，大阪証券取引所が当該代用有価証券の全部又は一部を換金して，金銭により返還することがあり得ること。この場合において，私と大阪証券取引所との間に委任契約が成立していたものとみなされること。
(2) 第５条第１項第２号の規定にかかわらず，次のａ又はｂのいずれか小さい方の額につき，私の未履行債務額を控除した額に相当する部分について，私が取引証拠金の返還請求権を有すること。
ａ 私が預託した委託証拠金に相当する額（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。次のｂにおいて同じ。）
ｂ 貴社が大阪証券取引所に預託している委託証拠金の取戻請求権（前号の規定により大阪証券取引所が換金した場合は，差換預託分の取引証拠金（当該換金に要した費用を差し引いた額の金銭）を，私を含む貴社の各顧客が貴社に預託した委託証拠金に相当する額に応じてあん分して額
２ 前項の場合において，私の有する返還請求権は，大阪証券取引所に同項第１号に規定する換金及び各顧客の返還請求権の額につき要する相当の期間を経過するまではこれを行使し得ず，また大阪証券取引所が相当の注意をもってなした返還請求権の額の決定に従うものであること。
（売買停止等時の建玉の移管先への証拠金の取扱い）
第19条 第17条第１項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合には，次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたときは，売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には，当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）に対する返還請求権を有すること。
(2) 私が委託証拠金を預託し，取引証拠金が差換預託されていたとき（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は，前条第１項第２号の規定により私が返還請求権を有する額について，売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には，当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を代理人として取引証拠金を預託していたものとみなされること。
(3) 第５条第１項に定める取引証拠金返還請求権は，同条第２項の規定にかかわらず，代理人たる売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には，当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）を通じてのみ行使できること。
（差換預託の場合の特則）
第20条 売買停止等時の建玉の移管が行われた場合において，私が委託証拠金を預託し，取引証拠金が差換預託されていたとき（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。）は，次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
(1) 私が貴社に預託した委託証拠金（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この条において同じ。）の返還を売買停止等時の移管先取引参加者（売買停止等時の移管先取引参加者が非清算参加者である場合には，当該売買停止等時の移管先取引参加者及びその指定清算参加者）に求めることができること。
(2) 前条第３号の規定により取引証拠金返還請求権を行使した場合は，第６条第１号の規定にかかわらず，前条第２号の規定により取引証拠金として預託していたものとみなされる額に相当する額の金銭の返還がなされること。この場合において，当該金額を限度として，私の委託証拠金の返還請求権が消滅すること。
(3) 私が前号の規定により取引証拠金として預託していた貴社が非清算参加者である場合には，貴社又は貴社の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合には，その限度で，私が有する第５条第１項に定める取引証拠金返還請求権が貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社又は貴社の指定清算参加者）に移転すること。
（売買停止等時の建玉の移管が行われなかった場合の証拠金の取扱い）
第21条 貴社について支払不能による売買停止等が行われ，大阪証券取引所が顧客の委託に基づく（未決済約定について引継ぎ又は転売若しくは買戻しを行わなかった未決済約定を除く。）ために，大阪証券取引所が貴社に対して第17条第１項の売買停止等時の建玉の移管が行われた場合を除く。）には，第５条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる取扱いが行われることに異議のないこと。
(1) 私が差し入れた取引証拠金が直接預託されていたとき，第５条第１項第１号に掲げる金銭又は代用有価証券につき，大阪証券取引所の定めるところにより，大阪証券取引所に対して直接返還請求が行えること。
(2) 私が委託証拠金を預託し，取引証拠金が差換預託されていたとき（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われていたときを含む。），第18条第１項第２号の規定により私が返還請求権を有する額に相当する額の金銭につき，大阪証券取引所の定めるところにより，大阪証券取引所に対して直接返還請求が行えること。この場合において，当該金額を限度として，貴社に対する委託証拠金（第３条第１項ただし書に規定する差換預託が行われた場合における私が貴社に差し入れた取引証拠金を含む。以下この項において同じ。）の返還請求権が消滅すること。
(3) 私が前号の規定により取引証拠金の返還を受ける前に，貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社又は貴社の指定清算参加者）から委託証拠金の全部又は一部の返還を受けた場合には，その限度で，私が有する前号に定める取引証拠金返還請求権が貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社又は貴社の指定清算参加者）に移転すること。
（支払不能による売買停止等に伴う請求）
第22条 貴社について支払不能により売買停止等が行われた場合において，この約諾書に定める取扱いその他の大阪証券取引所の定める規則に基づき行われる取扱いにより，私が損害を被った場合であっても，売買停止等時の移管先取引参加者及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には，貴社の指定清算参加者，売買停止等時の移管先取引参加者及び大阪証券取引所）に対しての損害の賠償を請求しないこと。ただし，貴社の指定清算参加者，移管先取引参加者又は大阪証券取引所に故意又は重大なる過失がある場合にあっては，当該故意又は重大なる過失がある者に対する請求はこの限りではない。
（債権譲渡等の禁止）
第23条 私が大阪証券取引所及び貴社（貴社が非清算参加者である場合には，貴社，貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）に対して有する債権は，これを他に譲渡又は貸入れしないこと。
（証拠金の利息その他の対価）
第24条 私が先物･オプション取引に関し，貴社に証拠金として差し入れ又は預託する金銭又は代用有価証券には，利息その他の対価をつけないこと。
（委託時間）
第25条 貴社への先物･オプション取引の委託は，貴社が定めた取扱時間内に行うこと。
（報告）
第26条 第11条第１項各号及び同条第２項各号のいずれかの事由が生じた場合には，貴社に対し直ちに書面をもってその旨の報告をすること。
（届出事項の変更届出）
第27条 貴社に届け出た氏名若しくは名称，印章若しくは署名鑑又は住所若しくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは，貴社に対し直ちに書面をもってその旨の届出をすること。
（報告書等の作成及び提出）
第28条 私は，貴社が日本国の法令又は大阪証券取引所の定款若しくは業務方法書等の規則等に基づき要求される場合には，私に係る先物･オプション取引の内容その他を，日本国の政府機関又は大阪証券取引所等に報告することに異議のないこと。この場合，私は，貴社の指示に応じて，かかる報告書その他の書類（電磁的記録を含む。次項において同じ。）の作成に協力すること。
２ 前項の規定に基づき行われたかかる報告書その他の書類の作成及び提供に関して発生した一切の損害については，貴社は免責されること。
（免責事項）
第29条 天災地変等の不可抗力その他正当な事由により，私が請求に係る取引証拠金又は委託証拠金等の返還が遅延した場合に生じた損害については，貴社及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には，貴社，貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）がその責めを負わないこと。
２ 前項の事由により取引証拠金又は委託証拠金等の紛失，滅失，き損等の損害については貴社及び大阪証券取引所（貴社が非清算参加者である場合には，貴社，貴社の指定清算参加者及び大阪証券取引所）がその責めを負わないこと。
３ 貴社が，諸届その他の書類に使用された印影又は署名を届出の印鑑又は署名鑑と相当の注意をもって照合し，相違ないものと認めて取り扱ったうえは，それらの書類について偽造，変造その他の事故があっても，それのために生じた損害については貴社がその責めを負わないこと。
４ 大阪証券取引所における先物･オプション取引の立会時間内であるにもかかわらず，貴社の取扱時間外であるために，貴社に対して先物･オプション取引の委託ができないことにより生じた損害については，貴社がその責めを負わないこと。
５ 証拠金所要額の計算の不能，遅延若しくは誤り又は変更によって生じた損害については，貴社，大阪証券取引所，証拠金所要額の計算に用いる数値の算出者及び提供者並びに証拠金計算方法の開発者及び提供者のその責めを負わないこと。
（通知方法）
第30条 私が貴社に届け出た住所又は事務所に着て，貴社又は大阪証券取引所によりなされた先物･オプション取引に関する諸通知が，転居，不在の有無にかかわらず通常到達すべき時に到達したものとすること。
（通用法）
第31条 本約諾は，日本国の法律により支配され，解釈されるものとすること。
（合意管轄）
第32条 私と貴社との間の先物･オプション取引に関する訴訟については，貴社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから貴社が管轄裁判所を指定することができること。
（電磁的方法による書面の授受）
第33条 貴社は，その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって金融商品取引法第２条の定義に関する府令第57条の３に定める方法と同様の方法をいう。以下同じ。）の種類及び内容を提示し，私の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には，第３条第２項，第26条及び第27条に規定する書面（印章又は署名鑑の変更に係るものを除く。）の受入れに代えて，電磁的方法により，当該書面とみなす同意を得ること若しくは報告又は届出をすることができること。この場合において，貴社は，当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならないことをあらかじめ説明すること。
２ 私が，前項の規定による承諾をした後に，書面又は電磁的方法による同意，報告又は届出を行わない旨の申出をした場合（私が再び前項の規定による承諾をした場合を除く。）は，貴社は，前項の規定に基づき電磁的方法により受けることができることとした書面によるべき同意を得ないこと若しくは報告又は届出を受けないこと。
（有価証券）
第33 条の２ この約諾書において，有価証券とは，法第２条第１項に規定する有価証券及び同条第２項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。
（取次者の遵守事項）
第34条 私が取次者である場合は，私は申込者に対して大阪証券取引所の諸規則を遵守させることと，大阪証券取引所から要請があるときは，私の取次業務に関する資料を貴社を通じて又は直接大阪証券取引所に提出すること。
２ 私が取次者である場合は，次の各号に掲げる事項について貴社に対して通知すること。
(1) 私が貴社に委託した先物･オプション取引が申込者の委託に基づくものである場合は，その旨
(2) 前号の場合において，私が貴社に差し入れ又は預託する証拠金について，私が申込者から差入れを受けた取引証拠金若しくは委託証拠金又は私が申込者から取次証拠金の預託を受けて私が差し換えた取引証拠金若しくは委託証拠金の別
３ 私が取次者である場合は，申込者との間で，証拠金に関する権利及び証拠金に関する事項その他この約諾書及び証拠金規則の規定に準じた事項を内容とする契約を締結すること。
４ 先物･オプション取引に係る有価証券等清算取次ぎの委託の取次ぎについては，有価証券等清算取次ぎを委託した取引参加者を当該先物･オプション取引の取次ぎを行う者とみなして，第１項から前項までの規定を適用すること。
（ギブアップを行う場合の取扱い）
第35条 私が貴社にギブアップに係る先物･オプション取引の委託を行うときは，次の各号に掲げる取扱いに従うこと異議のないこと。
(1) 貴社が注文執行取引参加者である場合は，清算執行取引参加者に先物･オプション取引口座を設定しなければならないこと。ただし，私が取引参加者（注文執行取引参加者に先物･オプション取引口座を設定している取引参加者をいう。）から委託を受けて行われることに異議のないこと。
(2) 清算執行取引参加者が非清算参加者である場合であって，当該委託が注文執行取引参加者に対する先物･オプション取引の委託の取次ぎを行う場合は，当該清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の決済の委託の取次ぎをすること。
(3) 清算執行取引参加者が清算参加者である場合であって，当該委託が注文執行取引参加者に対する先物･オプション取引の委託の取次ぎを行う場合は，当該清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の決済の委託の取次ぎをすること。
(4) 清算執行取引参加者が非清算参加者である場合であって，当該委託が清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の委託の取次ぎを行う場合は，当該清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の決済の委託の取次ぎをすること。
(5) 清算執行取引参加者が清算参加者である場合であって，当該委託が清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の委託の取次ぎを行う場合は，当該清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の決済の委託の取次ぎをすること。
(6) 清算執行取引参加者が非清算参加者である場合であって，当該委託が清算執行取引参加者に対する先物･オプション取引の委託の取次ぎを行う場合は，当該清算執行取引参加者